

法人課税 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長

1. 改正の概要

中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置について、一部を見直した上、適用期限を2年延長する。

	中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	中小企業防災・ 減災投資促進税制(延長)
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等(資本金額1億円以下の法人又は農業協同組合等)		
対象事業 (指定事業)	<ul style="list-style-type: none"> 主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象 下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業等 	<ul style="list-style-type: none"> 主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象 下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業、不動産業、物品賃貸業、料亭等 	
適用要件	特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること	一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること	設備の取得前に事業継続力強化計画等の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に取得等をし、事業の用に供すること
見直し	<p>①特定経営力向上設備等の対象に次の設備を追加する。 ・経営資源集約化措置(仮称)が記載された経営力向上計画(※)を実施するために必要不可欠な設備</p> <p>(※) 計画終了年度に修正ROA(総資産利益率)又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画</p>	<p>①指定事業に次の事業を追加する。 ・不動産業 ・物品賃貸業 ・料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)</p> <p>②対象となる法人に商店街振興組合を追加する。</p> <p>③対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。</p>	<p>①対象資産に次の資産を追加する。 ・架台(対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る。)及び無停電電源装置 ・感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ ・資本的支出により取得等をする資産</p> <p>②対象資産から次の資産を除外する ・火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、防火シャッター ・補助金等の交付を受けて取得等をするもの</p>

1. 改正の概要

		中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	中小企業防災・ 減災投資促進税制(延長)
対象資産・ 金額要件等	建物・構築物			
	機械装置	1台160万円以上	1台160万円以上	1台100万円以上
	ソフトウェア	1台70万円以上	合計70万円以上	
	器具備品	1台30万円以上		1台30万円以上
	建物附属設備	1台60万円以上		1台60万円以上
	工具	1台30万円以上	1台30万円以上 かつ合計120万円以上	
	普通貨物自動車		車両総重量3.5t以上	
	内航船舶		取得価額の75%が対象	
特別償却率		即時償却(100%)	30%	20% 2023(令和5)年4月1日 以後に取得等をする資産は 18%
税額控除率	特定中小企業者等	10%	7%	適用不可
	上記以外	7%	適用不可	適用不可
適用期限		<u>2023(令和5)年3月31日 までの間に事業の用に供 した資産に適用される</u>	<u>2023(令和5)年3月31日 までの間に事業の用に供 した資産に適用される</u>	<u>2023(令和5)年3月31日までの間に 認定を受けた事業継続力強化計画 等の対象資産で、認定を受けた日か ら1年以内に取得等をして事業の用 に供した資産に適用される</u>

2. 実務上の留意点

- ・経営資源集約化措置(仮称)の内容を確認する必要がある。
- ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、適用期限の到来をもって廃止される。